

議案第 31 号

東京都板橋区児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を
定める条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 6 年 2 月 29 日

提出者 東京都板橋区長 坂 本 健

東京都板橋区児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を
定める条例の一部を改正する条例

東京都板橋区児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例
(令和 4 年板橋区条例第 10 号) の一部を次のように改正する。

目次中「福祉型児童発達支援センター」を「児童発達支援センター」
に、「第 11 章 医療型児童発達支援センター (第 78 条—第 80 条)」
を「第 11 章 削除」に、「第 15 章 雑則 (第 101 条・第 102 条)」
を「第 15 章 里親支援センター (第 101 条—第 106 条) に改め
第 16 章 雑則 (第 107 条・第 108 条)」
に改め
る。

第 3 条中「指導」の次に「又は支援」を加える。

第 14 条第 1 項及び第 20 条の 2 第 1 項中「及び児童家庭支援センタ
ー」を「、児童家庭支援センター及び里親支援センター」に改める。

第 31 条中「について」の次に「、年齢、発達の状況その他の当該乳
幼児の事情に応じ意見聴取その他の措置をとることにより、乳幼児の意
見又は意向」を加える。

第 33 条中「児童家庭支援センター」の次に「、里親支援センター」
を加える。

第 41 条中「婦人相談所」を「里親支援センター、女性相談支援セン
ター」に改める。

第62条中「児童家庭支援センター」の次に「、里親支援センター」を加える。

第63条第3号ア及び第4号中「訓練室」を「支援室」に改め、同条第5号ア中「訓練室及び屋外訓練場」を「支援室及び屋外遊戯場」に改める。

第64条第9項中「心理指導を」を「心理支援を」に、「心理指導担当職員」を「心理担当職員」に改め、同条第10項中「心理指導担当職員」を「心理担当職員」に改める。

第71条第1号中「訓練室」を「支援室」に改め、同条第3号中「屋外訓練場」を「屋外遊戯場」に、「指導」を「支援」に改める。

第72条第4項中「心理指導」を「心理支援」に改める。

第10章の章名中「福祉型児童発達支援センター」を「児童発達支援センター」に改める。

第74条各号列記以外の部分中「福祉型児童発達支援センター」を「児童発達支援センター」に改め、同条第1号中「福祉型児童発達支援センター（主として重症心身障害児を通所させる福祉型児童発達支援センターを除く。以下この号において同じ。）」を「児童発達支援センター」に、「指導訓練室」を「発達支援室」に、「福祉型児童発達支援センターの」を「児童発達支援センターの」に改め、「便所」の次に「、静養室」を、「備品」の次に「等」を加え、同条第2号及び第3号を次のように改める。

(2) 児童発達支援センターにおいて、肢体不自由のある児童に対して治療を行う場合には、前号に規定する設備（医務室を除く。）の基準に加えて、診療所として必要な設備を設けること。

(3) 前2号に掲げるもののほか、規則で定める基準を満たすこと。

第74条第4号及び第5号を削る。

第75条第1項中「福祉型児童発達支援センター（主として難聴児を通所させる福祉型児童発達支援センター及び主として重症心身障害児を通所させる福祉型児童発達支援センターを除く。）」を「児童発達支援

センター」に改め、同条第2項第3号ア中「福祉型児童発達支援センター」を「児童発達支援センター」に改め、同号イ及びウ中「当該福祉型児童発達支援センター」を「当該児童発達支援センター」に改め、同条第4項から第7項までを削り、同条第8項中「第79条第2項において同じ。」を削り、「福祉型児童発達支援センター」を「児童発達支援センター」に改め、同項を同条第5項とし、同条第9項中「、言語聴覚士」を削り、同項を同条第6項とし、同条第3項中「主として知的障がいのある児童を通所させる福祉型児童発達支援センター」を「児童発達支援センター」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 児童発達支援センターにおいて、肢体不自由のある児童に対して治療を行う場合には、前2項に規定する職員（嘱託医を除く。）に加えて、診療所として必要な職員を置かなければならない。

第76条中「福祉型児童発達支援センター」を「児童発達支援センター」に改め、同条の次に次の1条を加える。

（心理学的及び精神医学的診査）

第76条の2 児童発達支援センターにおいて障がい児に対して行う心理学的及び精神医学的診査は、児童の福祉に有害な実験に及んではならない。

第77条第1項中「福祉型児童発達支援センター」を「児童発達支援センター」に改め、同条第2項及び第3項を削る。

第11章を次のように改める。

第11章 削除

第78条から第80条まで 削除

第87条中「児童家庭支援センター」の次に「、里親支援センター」を加える。

第100条第2項中「婦人相談員」を「女性相談支援員」に改める。

第102条を第108条とし、第101条を第107条とする。

第15章を第16章とする。

第14章の次に次の1章を加える。

第15章 里親支援センター

(設備の基準)

第101条 里親支援センターには事務室、相談室等の里親及び里親に養育される児童並びに里親になろうとする者（次条第3項第3号及び第106条において「里親等」という。）が訪問できる設備その他事業を実施するために必要な設備を設けなければならない。

(職員)

第102条 里親支援センターには、里親制度等普及促進担当者、里親等支援員及び里親研修等担当者を置かなければならない。

2 里親制度等普及促進担当者は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。

(1) 法第13条第3項各号のいずれかに該当する者

(2) 里親として5年以上の委託児童（法第27条第1項第3号の規定により里親に委託された児童をいう。以下この条及び次条第2号において同じ。）の養育の経験を有する者又は小規模住居型児童養育事業の養育者等（児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省令第11号）第1条の10に規定する養育者等をいう。以下この条及び次条第2号において同じ。）若しくは児童養護施設、乳児院、児童心理治療施設若しくは児童自立支援施設の職員として、児童の養育に5年以上従事した者であって、里親制度その他の児童の養育に必要な制度への理解及びソーシャルワークの視点を有するもの

(3) 里親制度その他の児童の養育に必要な制度の普及促進及び新たに里親になることを希望する者の開拓に関して、区長が前2号に該当する者と同等以上の能力を有すると認める者

3 里親等支援員は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。

(1) 法第13条第3項各号のいずれかに該当する者

(2) 里親として5年以上の委託児童の養育の経験を有する者又は小規

模住居型児童養育事業の養育者等若しくは児童養護施設、乳児院、児童心理治療施設若しくは児童自立支援施設の職員として、児童の養育に5年以上従事した者であって、里親制度その他の児童の養育に必要な制度への理解及びソーシャルワークの視点を有するもの

(3) 里親等への支援の実施に関して、区長が前2号に該当する者と同
等以上の能力を有すると認める者

4 里親研修等担当者は、次の各号のいずれかに該当する者でなければ
ならない。

(1) 法第13条第3項各号のいずれかに該当する者

(2) 里親として5年以上の委託児童の養育の経験を有する者又は小規模住居型児童養育事業の養育者等若しくは児童養護施設、乳児院、児童心理治療施設若しくは児童自立支援施設の職員として、児童の養育に5年以上従事した者であって、里親制度その他の児童の養育に必要な制度への理解及びソーシャルワークの視点を有するもの

(3) 里親及び里親になろうとする者への研修の実施に関して、区長が
前2号に該当する者と同等以上の能力を有すると認める者

(里親支援センターの長の資格等)

第103条 里親支援センターの長は、次の各号のいずれかに該当し、
かつ、法第11条第4項に規定する里親支援事業の業務の十分な経験を有する者であって、里親支援センターを適切に運営する能力を有するものでなければならない。

(1) 法第13条第3項各号のいずれかに該当する者

(2) 里親として5年以上の委託児童の養育の経験を有する者又は小規模住居型児童養育事業の養育者等若しくは児童養護施設、乳児院、児童心理治療施設若しくは児童自立支援施設の職員として、児童の養育に5年以上従事した者であって、里親制度その他の児童の養育に必要な制度への理解及びソーシャルワークの視点を有するもの

(3) 区長が前2号に該当する者と同等以上の能力を有すると認める者
(里親支援)

第104条 里親支援センターにおける支援は、里親制度その他の児童の養育に必要な制度の普及促進、新たに里親になることを希望する者の開拓、里親、小規模住居型児童養育事業に従事する者及び里親になろうとする者への研修の実施、法第27条第1項第3号の規定による児童の委託の推進、里親、小規模住居型児童養育事業に従事する者、里親又は小規模住居型児童養育事業に従事する者に養育される児童及び里親になろうとする者への支援その他の必要な支援を包括的に行うことにより、里親に養育される児童が心身ともに健やかに育成されるよう、その最善の利益を実現することを目的として行わなければならない。

(業務の質の評価等)

第105条 里親支援センターは、自らその行う法第44条の3第1項に規定する業務の質の評価を行うとともに、定期的に外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図らなければならない。

(関係機関との連携)

第106条 里親支援センターの長は、里親等の支援に当たっては、常に都道府県、区市町村、児童相談所及び里親に養育される児童の通学する学校並びに必要な応じ児童福祉施設、児童委員その他の関係機関と連携を図らなければならない。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 児童福祉法等の一部を改正する法律（令和4年法律第66号。以下「一部改正法」という。）附則第11条の規定により一部改正法第2条の規定による改正後の児童福祉法（昭和22年法律第164号）（次項において「新児童福祉法」という。）第43条に規定する児童発達支援センターを設置しているものとみなされているものについては、

この条例による改正後の東京都板橋区児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（以下「新条例」という。）第74条の規定にかかわらず、当分の間、なお従前の例によることができる。

- 3 一部改正法附則第11条の規定により新児童福祉法第43条に規定する児童発達支援センターを設置しているものとみなされているものについては、新条例第75条の規定にかかわらず、令和9年3月31日までの間、なお従前の例によることができる。
- 4 この条例の施行の際現に設置しているこの条例による改正前の東京都板橋区児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（次項において「旧条例」という。）第74条第1号に規定する主として重症心身障害児を通所させる福祉型児童発達支援センター及び同条第3号に規定する主として難聴児を通所させる福祉型児童発達支援センターについては、新条例第74条の規定にかかわらず、当分の間、なお従前の例によることができる。
- 5 この条例の施行の際現に設置している旧条例第74条第1号に規定する主として重症心身障害児を通所させる福祉型児童発達支援センター及び同条第3号に規定する主として難聴児を通所させる福祉型児童発達支援センターについては、新条例第75条の規定にかかわらず、令和9年3月31日までの間、なお従前の例によることができる。

（提案理由）

厚生省令の改正に伴い、児童発達支援センター及び里親支援センターに係る規定を加える等するほか、所要の規定整備をする必要がある。